本学独自の学費免除の各種基準等

〇学業基準

●入学料免除、入学料徴収猶予

学種	基準内容
日本人大学院生	入学試験の成績が上位 1/2 の範囲に属すること ※博士後期課程の学生は、入学者全員が満たしているものとする
私費外国人留学生	入学試験の成績が上位 1/2 の範囲に属すること ※博士後期課程の学生は、入学者全員が満たしているものとする

●授業料免除、授業料徴収猶予

・１年次生

学種	基準内容
日本人大学院生	入学者全員が満たしているものとする
私費外国人留学生	入学試験の成績が上位 1/2 の範囲に属すること ※博士後期課程の学生は、入学者全員が満たしているものとする

・２年次以上

＜基準内容＞

ア、イのいずれかに該当　→　選考の対象になります	
ア	＜2019 年以前入学の学部生＞ GPA（平均成績）が、所属学部の学科または課程等において上位 1/2 の範囲に属すること ＜大学院生＞ 学業成績の評定平均値が 2.8 以上であり、修得した単位数が標準修得単位数以上であること
イ	修得した単位数が標準修得単位数以上であり、かつ、将来、社会で自立し、活躍する目標を持って学修する意欲を有していることが学修計画書等により確認できること

＜標準修得単位数＞

学年	学部生	修士課程 博士前期課程	博士後期 課程	専門職 大学院	特別専攻科
2	31	10(5)	4(2)	23	
3	62		8(6)		
4	93				

※（）内の数字は、後学期入学者の標準修得単位数

※学費減免を受ける学年に上がった年の４月時点の単位数で判定されます

※上記に該当していた場合であっても、下表の「廃止」に該当する場合は本制度に採用されません。

区分	学業成績の基準
廃止	1．修業年限で卒業又は修了できないことが確定したこと
	2．修得した単位数（単位制によらない専門学校にあっては、履修科目の単位時間数。）の合計数が標準修得単位数の 5 割以下であること
	3．履修科目の授業への出席率が 5 割以下であることその他の学修意欲が著しく低い状況にあると認められること
	4．次に示す「警告」区分に該当する学業成績に連続して該当すること
警告	1．修得した単位数の合計数が標準修得単位数の 6 割以下であること。（「廃止」区分の 2 に掲げる基準に該当するものを除く。）
	2．GPA 等が学部等における下位 4 分の 1 の範囲に属すること。
	3．履修科目の授業への出席率が 8 割以下であることその他の学修意欲が低い状況にあると認められること。（前の「廃止」の区分の 3 に掲げる基準に該当するものを除く。）

○家計基準

【所得割段階表】

基準	所得割額（父母の合算額）	備　考	
Ⅰ	0 円	「家計基準」は、原則、左記に記載のある父母の課税証明書の市町村民税所得割額の合算額を基準とします。右記は所得割額を年収とした場合の目安であり、独立生計及び私費外人留学生の選考でのみ適用します。	250 万円未満
Ⅱ	100 円　～　51,300 円未満		250～350 万未満
Ⅲ	51,300 円　～　102,600 円未満		350～470 万未満
Ⅳ	102,600 円　～　154,500 円未満		470～590 万未満
Ⅴ	154,500 円　～　304,200 円未満		590～910 万未満

※政令指定都市は、市町村民税所得割額（税率 8%の額）ではなく、税源移譲前の税率（6%）の額で算定します。

※博士後期課程以外の私費外国人留学生は左記の所得割額段階表は免除適格の目安判定に使用し、収入の内訳（仕送りやアルバイト、給付奨学金の受給状況）を確認し、生活に困窮が認められる場合に、本学の予算の範囲内で免除を実施します。

【判定基準表】

学　種	入学料免除適格者		授業料免除適格者			徴収猶予適格者（入学料・授業料）
	全額	半額	全額	半額	1/4 額	
☆学部 1～4 年次生(留学生)	Ⅰ	Ⅱ	Ⅰ	Ⅱ	Ⅲ	Ⅰ～Ⅴ
☆修士・博士前期課程(日本人)	Ⅰ	Ⅱ～Ⅳ	Ⅰ	Ⅱ	Ⅲ	
☆修士・博士前期課程(留学生)	全員	―	Ⅰ	Ⅱ～Ⅴ	―	
博士後期課程(日本人)	Ⅰ	Ⅱ～Ⅴ	Ⅰ	Ⅱ～Ⅴ	―	
博士後期課程(留学生)	全員	―	Ⅰ	Ⅱ～Ⅴ	―	
☆専門職学位課程	Ⅰ	Ⅱ～Ⅳ	Ⅰ	Ⅱ	Ⅲ	
☆特別専攻科	Ⅰ	Ⅱ	Ⅰ	Ⅱ	Ⅲ	
★2019 年以前入学の学部生	―	―	Ⅰ	Ⅱ	Ⅲ	

☆印の学種の２年次以上の学生は、GPA・評定平均値が所属学部学科・研究科の専攻等において下位 1/2 に属する場合、判定基準表の７割の金額で免除を実施します。（１年次生、被災学生は免除金額の減免はありません。）

★印の学種で一人親世帯または多子世帯に該当する場合、「Ⅱの半額免除適格者」または「Ⅲの 1/4 額免除適格者」は、令和４年度に限り、左記によらず当該年度の予算の範囲内において学長の定める額を上乗せした授業料免除の適格者となります。